

指定管理者監査

監査対象 駿河生涯学習センター、小鹿老人福祉センター及び
南部勤労者福祉センター

【公益財団法人静岡市文化振興財団】

監査期間 令和2年8月14日～令和3年1月5日

指定管理者監査は、指定管理者及び所管部局を対象に、指定管理者の指定は適正・公正に行われているか、協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか、施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているかについて、関係書類の調査、関係職員からの説明聴取、現地調査を行いました。

監査の結果、1件の指摘と5件の指導を行いました。

★指摘事項

所管課は、指定管理者の業務実績を評価する際に、所定のチェックリストを活用した十分な内容確認をしておらず、検査結果報告書の作成もしていませんでした。

これにより、事業報告の内容確認が不十分なものとなり、事業計画書に掲げられた業務の一部不履行等があっても、履行状況は適正であるとの誤った年度評価を行うおそれがある状態となっていました。